

令和 8 年度
寝屋川市保育士修学資金貸付制度の
手引き

《問い合わせ先》
寝屋川市こども部保育課
〒572-8544
大阪府寝屋川市早子町 12 番 16 号
TEL：072-800-7087

目次

	ページ
1. 貸付制度の概要	1
2. 新規貸付希望者の申請手続きについて	4
3. 在学中（修学中）の手続きについて	6
4. 卒業時の手続きについて	7
5. 寝屋川市内の保育所等に勤務中の手続きについて	9
6. 修学資金貸付の停止について	9
7. 修学資金貸付の廃止について	10
8. 修学資金の返還について	10
9. 修学資金の返還猶予について	10
10. 修学資金の返還免除について	11
11. 手続きに必要な提出書類一覧	12
12. 提出先及び連絡先	15

1. 貸付制度の概要

(1) 貸付制度について

この制度は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設に在学する方のうち、卒業後に寝屋川市内の保育所等において5年以上保育士として勤務しようとする方に対し、保育士養成修学資金を貸し付けることにより、その修学を支援し、寝屋川市内の認可保育施設の保育士の確保を図ることを目的としています。

なお、卒業後、寝屋川市内の保育所等に常勤職員の保育士として勤務し、引き続き5年以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が半額免除されます。また、寝屋川市内の本事業への協賛施設に就労すると、貸付金額の残りの半額の金額が、就労先施設から支給されます。

(2) 貸付対象

次のいずれにも該当する方が貸付対象となります。

- ① 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会から保育士修学資金の貸付けを受けている方（対象人数上限なし）
又は保育士養成施設の長から推薦を受けている方（対象人数原則1名）
- ② 指定保育士養成施設において修学していること
- ③ 指定保育士養成施設を卒業した後、1年以内に寝屋川市内の保育所等^(※1)において常勤職員の保育士等^(※2)として雇用され、5年以上勤務する意思のある方

※1 「保育所等」とは、次のいずれかに該当する施設をいいます。

- 私立・公立の認可保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）
- 私立・公立の認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園）
- 事業所内保育施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設）

【注意】幼稚園や認可外保育施設は対象外です。

※2 「常勤職員の保育士」とは、1日6時間以上及び月20日以上勤務している保育士又は保育教諭を指します。

(3) 貸付金額

貸付金額は、月額50,000円以内とします。(最大1,200,000円)

(4) 貸付期間

貸付期間は、指定保育士養成施設に入学する日の属する月から指定保育士養成施設を卒業する日の属する月までとします。

指定保育士養成施設の修学期間が2年を超える場合、修学資金の2年分に相当する額の範囲内(月額上限50,000円の最大1,200,000円)で、正規の修学期間に分割して支払を行うことが可能です。

(5) 貸付方法

原則、1年分を年4回に分け(4月・7月・10月・1月)、貸付を受ける本人の指定口座へ振り込みます。

ただし初年度は、貸付対象者が決定してからの振り込みのため、年2回の振り込みとし、初回の振り込みは11月下旬頃です。

(6) 貸付利子

本貸付は無利子です。

ただし、返還が開始されたのちに、定められた日までに返還されない場合は、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の法定利率による遅延利息を返還金と併せて納入していただきます。

(7) 他の貸付制度との併給

他の貸付制度等との併給はできませんが、他市町村に所在する保育所等への就職を義務付けている貸付制度等、また他の職種になることを義務付けている貸付制度等との併給はできません。

なお、貸付額は、授業料と他の奨学金等との差額とします。

※ 「高等教育の修学支援新制度」や「大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金貸付制度」等、他の奨学金等を利用する場合は、下記事項に留意してください。

→他の奨学金等を優先に適用することから、他の奨学金等の金額が確定後、寝屋川市保育士修学資金の貸付け決定を行います。そのため、通常より貸付審査・決定に時間を要します。

(8) 連帯保証人

- ・申請時に、連帯保証人を1名立てていただきます。
- ・連帯保証人は、借受人本人と全く同じ返還義務を負うことになるため、返還完了になるまで、修学生と連帯して義務を履行いただかなければなりません。
- ・連帯保証人は、以下を満たす方とします。
 - ア 独立の生計を営んでいること。
 - イ 日本国内に住所を有していること。
 - ウ 申請日において65歳未満であること。
 - エ 貸付を希望する方が未成年(18歳未満)の場合は、法定代理人(親権者又は後見人)
- ・貸付決定後、連帯保証人には貸付金の支払いに係る書類への記入及び実印の押印の他に、印鑑登録証明書等をご提出いただきます。

(9) 返還期間

返還期間は原則、返還事由の生じた日の翌日から起算して1か月以内となります。ただし、「(2)の③」に該当する就労を行っている場合は、状況に応じて最大60か月に分割を行います。

(10) 返還免除

指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に市内の保育所等で常勤の保育士として5年間勤務すると、修学資金の半額が免除されます。

さらに、市内の事業協賛施設に就職すれば、その施設から修学資金の半分が支給され、借り受けた修学資金の自己負担が実質的にゼロになります。

◆詳細については、「10. 修学資金の返還免除について」をご参照ください。

◆市内の事業協賛施設一覧は8ページをご覧ください。

2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

(1) 申請から決定までの流れ

① 修学資金の貸付申請

申請に必要となる書類は、本市ホームページからダウンロードできます。
申請書等に必要事項を記入し、添付書類と併せてご提出ください。
貸付けの申請手続きは、在学する養成施設を経由して行うことになります。
《申請者が作成・準備する書類》

必要書類		
①	様式第1号	寝屋川市保育士修学資金貸付申請書
②	様式第2号	同意書兼誓約書
③	—	申請者の本人が確認できる書類の写し（例：住民票等）
④	—	連帯保証人の課税証明書（発行後3か月以内の原本）
⑤	—	小論文「寝屋川市で働きたい理由と、保育士として求められること」（任意の様式で400～800字程度、手書き）
⑥	—	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付の決定通知の写し

※1 ⑤については指定保育士養成施設の長から推薦を受ける方のみ提出

※2 ⑥については大阪府社会福祉協議会から保育士修学資金の貸付を受けている方のみ提出。なお、寝屋川市保育士修学資金の申請と同時期に大阪府社会福祉協議会の保育士修学資金を申請している場合は、大阪府社会福祉協議会の保育士修学資金への申請書の写しを添付していただき、決定後に改めて決定通知の写しを提出してください。

<注意事項>

- ・提出書類は「消せるボールペン」で記入しないでください。
- ・申請内容の確認のため、その他の書類提出を求められることがあります。
- ・連帯保証人が押印する印鑑は、全ての書類において、印鑑登録をしている実印で押印してください。

②貸付審査

貸付に必要な書類を審査し、貸付の可否を決定します。

審査結果については、「寝屋川市保育士修学資金貸付可否決定通知書（第4号様式）」により申請者に9月下旬までに通知します。

大阪府社会福祉協議会の保育士修学資金の申請中の方は、その決定通知が提出され次第、決定・通知します。

③貸付決定

「寝屋川市保育士修学資金貸付可否決定通知書（様式第4号）」に、「修学資金借用書（様式第6号）」「振込口座（申込・変更）届出書（様式第7号）」「寝屋川市保育士修学資金交付請求書（初年度）（様式第8-1）」を同封しますので、必要事項を記入し、添付書類と合わせて保育課まで提出してください。

	様式	必要書類
①	第6号	寝屋川市保育士修学資金借用書
②	第7号	振込口座（申込・変更）届出書
③	第8-1号	寝屋川市保育士修学資金交付請求書（第1～3期分、第4期分）
④	—	振込口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座の種類、口座番号、名義人が判るもの）
⑤	—	印鑑登録証明書（連帯保証人）

※「寝屋川市保育士修学資金借用」には収入印紙を貼り付けしてください。

- ・ 10万円超え 50万円以下 → 400円
- ・ 50万円超え 100万円以下 → 1000円
- ・ 100万円超え → 2000円

④支払い

書類審査後、「寝屋川市保育士養成修学資金貸付請求書（第8号様式）」を基にお支払いいたします。初年度の支払いは11月末と1月末に振込みを予定しております。

◆なお、提出先については、「12. 提出先及び連絡先」をご参照ください。

3. 在学中（修学中）の手続きについて

（1）現況報告書の提出

毎年3月上旬までに依頼文を送付します。

▶必要様式を市ホームページからダウンロードし、毎年4月末日（末尾が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課にご提出ください。

	様式	提出書類
①	第9号	寝屋川市保育士養成修学資金現況報告書
②	—	在学証明書（各養成校の様式）
③	第8-2号	寝屋川市保育士修学資金交付請求書

4. 卒業時の手続きについて

(1) 卒業時の報告

卒業する年の3月上旬までに依頼文を送付します。

▶必要様式を市ホームページからダウンロードし、4月末日（末尾が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課にご提出ください。

	様式	提出書類
①	第13号	寝屋川市保育士修学資金借受人卒業等報告書
②	—	保育士登録通知書（写）
③	—	保育士証（写）
④	第14号	寝屋川市保育士修学資金返還計画書
⑤	第15号	寝屋川市保育士修学資金返還猶予申請書

※1 保育士証は届き次第、その写しを6月中旬までに提出してください。

※2 返還期間は原則、保育士修学資金の貸付期間が満了した日の翌日から起算して1か月以内ですが、返還の義務が生じた日から60か月を限度とした月賦払いにすることも可能です。

※3 ⑤は、寝屋川市内の認可保育施設で常勤の保育士等として就労する場合のみ提出してください。

(2) 卒業後について

① 市内の保育所等に勤務する方

- ・寝屋川市内の保育所等に正規職員の保育士として就職し、引き続き5年間以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が半額免除となります。
- ・残り半額については寝屋川市に対して返還が必要です。
- ・寝屋川市内の事業協賛施設に就労すると、就労先から自己負担分の金額が支給されます。

（事業協賛施設以外の市内保育施設に勤務する場合、施設からの支給はありませんのでご注意ください。）

② 上記以外の方

貸し付けた修学資金を返還していただきます。

事業協賛施設一覧（令和8年4月21日時点です。最新情報は市HPを見てください。）

	施設名	住所
1	認定こども園 アカシヤ保育園	寝屋川市石津南町 13-10
2	あやめ保育園	寝屋川市萱島南町 12-3
3	認定こども園 池田保育園	寝屋川市池田本町 4-10
4	認定こども園 石津保育園	寝屋川市石津東町 20-20
5	打上保育園	寝屋川市梅が丘 1-5-35
6	認定こども園 エールこども園	寝屋川市池田 1-20-15
7	エルミンこども園	寝屋川市黒原橘町 14-23
8	大阪聖母保育園	寝屋川市東香里園町 9-6
9	かえて保育園	寝屋川市中神田町 2-2
10	幼保連携型認定こども園 神田保育園	寝屋川市上神田 1-26-27
11	認定こども園 きんもくせい保育園	寝屋川市木屋町 6-3
12	国松保育園	寝屋川市国松町 39-3
13	こっこ保育園	寝屋川市中木田町 13-5
14	幼保連携型認定こども園 こまどりこども園	寝屋川市仁和寺本町 3-12-20
15	認定こども園 桜木保育園	寝屋川市桜木町 6-11
16	幼保連携型認定こども園 しらゆりこども園	寝屋川市堀溝北町 25-1
17	認定こども園 すずらん保育園	寝屋川市高柳 5-28-1
18	認定こども園 第3 きんもくせい保育園	寝屋川市河北西町 18-1
19	認定こども園 第2 アカシヤ保育園	寝屋川市打上宮前町 6-26
20	幼保連携型認定こども園 第2寝屋川なかよし保育園	寝屋川市長栄寺町 6-18
21	認定こども園 太陽保育園	寝屋川市高柳 4-6-23
22	認定こども園 たちばなこども園	寝屋川市木田町 2-8
23	常盤学園保育所	寝屋川市小路南町 16-13
24	豊野保育園	寝屋川市豊野町 2-36
25	なでしこ保育園	寝屋川市美井元町 28-3
26	認定こども園 仁和寺保育園	寝屋川市仁和寺本町 6-7-2
27	ねやがわ成美の森こども園	寝屋川市錦町 21-6
28	幼保連携型認定こども園 寝屋川なかよし保育園	寝屋川市長栄寺町 6-18
29	ねやがわ寝屋の森こども園	寝屋川市寝屋 1-19-10
30	認定こども園 寝屋川めぐみ園	寝屋川市緑町 13-20
31	認定こども園 ひなぎく保育園	寝屋川市木田元宮 1-13-12
32	認定こども園 ひまわり保育園	寝屋川市松屋町 12-10
33	認定こども園 本町こども園	寝屋川市本町 13-3
34	明德保育園	寝屋川市明德 2-11-18
35	幼保連携型認定こども園 やまなみ幼稚園	寝屋川市梅が丘 1-5-1
36	幼保連携型認定こども園 ゆりかごこども園	寝屋川市点野 4-1-32
37	寝屋川市立さくら保育所	寝屋川市対馬江西町 15 番 16 号
38	寝屋川市立たんばぼ保育所	寝屋川市打上南町 2 番 1 号
39	寝屋川市立さつき保育所	寝屋川市三井が丘四丁目 10 番 1 号
40	寝屋川市立さざんか保育所	寝屋川市寿町 15 番 6 号
41	寝屋川市立まあぶるこども園 星の学舎	寝屋川市長栄寺町 22 番 13 号
42	寝屋川市立まあぶるこども園 月の学舎	寝屋川市下木田町 16 番 53 号

5. 寝屋川市内の保育所等に勤務中の手続きについて

(1) 現況報告書の提出

毎年3月上旬までに依頼文を送付します。

▶必要様式を市ホームページからダウンロードして、毎年4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で保育課にご提出ください。

	様式	提出書類
①	第9号	寝屋川市保育士養成修学資金現況報告書

6. 修学資金貸付の停止について

(1) 停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から、修学資金の貸付を停止しますので、速やかに保育課へご連絡ください。

- ①休学・留年したとき
- ②停学処分になったとき
- ③正当な理由なく提出すべき必要書類を提出しないとき

※ すでに借り受けている修学資金について返還が生じる場合があります。

(2) 必要書類の提出

事由発生後、速やかに保育課に書類をご提出ください。

	様式	提出書類
①	第11号	休学等届

※ 復学した場合にも上記書類をご提出ください。貸付を再開する手続きをします。

7. 修学資金貸付の廃止について

(1) 廃止対象

- ① 死亡したとき
- ② 指定保育士養成施設を退学したとき
- ③ 修学生であることを辞退したとき
- ④ 保育士修学資金を必要としない事由が生じたとき
- ⑤ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき
- ⑥ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ⑦ 偽りその他不正な手段により保育士修学資金の貸付けを受けたとき

8. 修学資金の返還について

(1) 返還について

借受人は、保育士修学資金の貸付期間が満了した日又は貸付が廃止された日の翌日から起算して1か月以内に、貸付を受けた金額を返還しなければなりません。

9. 修学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予対象

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還が猶予されます。

- ① 貸付金額の半額が猶予となる場合
⇒指定保育士養成施設を卒業した後、1年以内に寝屋川市内の保育所等において常勤職員の保育士等として雇用され、その後5年以上勤務する見込みがあると認められるとき
- ② 貸付金額の全額が猶予となる場合
⇒災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったと認められるとき

10. 修学資金の返還免除について

(1) 返還免除対象

- ① 次の事由に該当する場合は、修学資金の半額の返還が免除となります。
- ・指定保育士養成施設を卒業した後、1年以内に寝屋川市内の保育所等において、常勤の保育士等として引き続き5年間勤務したとき
- ※1 事業協賛施設に就労することで、自己負担分（市への返還額）と同額を、就労先施設から支給されます。（事業協賛施設については8ページに記載）
- ※2 産前産後休暇・育児休業・病気休暇など休職中の期間は、勤務期間として算定されません。復職してから引き続き勤務期間として算定されます。
- ※3 市内の保育所等に転職する場合、求職活動を行う期間は、返還を求めることはありませんが、返還免除に必要な勤務時間には算入しません。
- 《求職活動が認められる期間》
- ・継続して勤務した期間が6か月以上の場合⇒求職期間3か月
 - ・継続して勤務した期間が6か月未満の場合⇒求職活動1か月
- 【注意】この期間を超える場合は返還猶予及び返還免除の対象外となり、貸付額の返還を求めることとなります。ただし、正当な理由がある場合は、「求職活動が認められる期間」内に保育課に申し出てください。
- ※4 同一法人内における市外施設へ異動があった場合は、保育課に早急にご相談ください。市外施設における就業期間については、勤務期間の算定を一時停止し、市内保育施設での勤務が再開された時点から引き続き算定を再開することが可能となります。
- ② 次の事由に該当する場合は、修学資金の返還の一部が免除となります。
- ・指定保育士養成施設を卒業後、1年以内に市内保育所等に就職したが、5年未満で退職したとき
- ※1 貸し付けた金額から、就労した日数を按分し、算出した免除額を差し引いた金額を返還していただきます。
- ③ 次の事由に該当する場合は、修学資金の全額の返還が免除となります。
- ・保育士等として市内保育所等での勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき、又はその職務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき

11. 手続きに必要な提出書類一覧

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならない書類

事項	様式	提出書類	備考
申請をするとき	第1号	寝屋川市保育士修学資金貸付申請書	
	第2号	同意書兼誓約書	
	—	申請者の本人が確認できる書類の写し	例：住民票等
	—	連帯保証人の課税証明書	発行後3か月以内の原本
	—	小論文「寝屋川市で働きたい理由と、保育士として求められること」（任意の様式で400～800字程度、手書き）	
	—	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付の決定通知の写し	
貸付けが決定したとき	第6号	寝屋川市保育士修学資金借用書	印紙を貼り付け ①10万円超え 50万円以下 →400円 ②50万円超え 100万円以下 →1000円 ③100万円超え→2000円
	第7号	振込口座（申込・変更）届出書	
	第8-1号	寝屋川市保育士修学資金交付請求書（第1～3期分、第4期分 各1枚ずつ）	
	—	振込口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座の種類、口座番号、名義人が判るもの）	
	—	印鑑登録証明書（連帯保証人）	
進級したとき	第9号	寝屋川市保育士養成修学資金現況報告書	毎年提出
	—	在学証明書	
	第8-2号	寝屋川市保育士修学資金交付請求書	各1枚ずつ計4枚

(2) 届出事項に変更がある場合又は次の事項に該当した場合に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
借受人及び連帯保証人の氏名・住所・電話番号等について変更が生じたとき	第10号	住所・氏名・勤務先等変更届	
休学したとき	第11号	休学等届	貸付けの停止
留年・停学処分となったとき			
復学したとき			貸付けの再開
退学したとき、貸付を辞退するとき	第11号	休学等届	貸付けの廃止・返還
死亡したとき	第12号	借受人死亡届	貸付けの廃止・返還
	—	事実を確認できる書類	

【卒業後に保育業務に従事した場合】

(1) 必ず提出しなければならない書類

事項	様式	提出書類	備考
卒業したとき	第13号	寝屋川市保育士修学資金借受人卒業等報告書	
	—	保育士登録通知書(写)	
	—	保育士証(写)	届き次第6月中旬までに提出
	第14号	寝屋川市保育士修学資金返還計画書	
	第15号	寝屋川市保育士修学資金返還猶予申請書	
保育業務に従事(2～5年目)	第9号	寝屋川市保育士養成修学資金現況報告書	毎年提出

(2) 次の事項に該当した場合に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
借受人及び連帯保証人の氏名・住所・電話番号等について変更が生じたとき	第10号	住所・氏名・勤務先等変更届	
災害・疾病・産休等により休職（休業）するとき	第18号	休職・復帰届	返還猶予
	第15号	寝屋川市保育士修学資金返還猶予申請書	
復職するとき	第18号	休職・復帰届	上記で猶予した返還を再開
退職したとき（従事期間が5年未満）	第17号	業務従事先等変更届	一部免除・返還
	第19号	業務従事期間証明書	
	第16号	寝屋川市保育士修学資金返還免除（一部免除）申請書	
従事先を変更したとき（転職したとき）	第17号	業務従事先等変更届	退職後、求職活動期間がある場合のみ提出
	第19号	業務従事期間証明書	
	第14号	寝屋川市保育士修学資金返還計画書	
勤務時間及び日数等勤務形態等の変更が生じたとき	第17号	業務従事先等変更届	
業務上の死亡	第12号	借受人死亡届	全額免除
	—	事実を確認できる書類	
	第16号	寝屋川市保育士修学資金返還免除（一部免除）申請書	
業務上の心身故障となり、業務に従事することができなくなった時	—	事実を確認できる書類	全額免除
	第16号	寝屋川市保育士修学資金返還免除（一部免除）申請書	
業務外で死亡したとき	第12号	借受人死亡届	一部免除・返還
	—	事実を確認できる書類	
	第16号	寝屋川市保育士修学資金返還免除（一部免除）申請書	
災害・疾病等により返還困難となったとき	第15号	返還猶予申請書	返還猶予
	—	事実を確認できる書類	

(3) 5年間保育業務に従事した場合に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
寝屋川市内で5年以上保育業務に従事したとき (1日6時間以上かつ月20日以上)	第19号	業務従事期間証明書	半額免除
	第16号	寝屋川市保育士修学資金返還免除(一部免除)申請書	

【保育業務に従事しない場合】

(1) 次の事項に該当し返還となった場合に提出する書類

事項	様式	提出書類	備考
卒業後、保育業務に従事しないとき	第13号	寝屋川市保育士修学資金借受人卒業等報告書	返還

12. 提出先及び連絡先

郵送

〒572-8544

大阪府寝屋川市早子町12番16号(サービスゲート6階)

寝屋川市こども部保育課運営担当 あて

窓口

寝屋川市サービスゲート4階 寝屋川市こども部保育課窓口

〒572-8544

大阪府寝屋川市早子町12番16号

TEL: 072-800-7087(直通)

※ 開庁時間は、毎週月曜日から金曜日(祝休日・年末年始を除く)9時00分から17時30分です。